

明日香村指名競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、明日香村が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品等（以下「建設工事等」という。）を指名競争入札により実施するにあたり、明日香村契約規則（昭和52年規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 指名競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特殊な技術を要する建設工事
- (2) 測量・建設コンサルタント等、物品等
- (3) その他村長が特に認めた建設工事等

(指名業者の選定)

第3条 指名競争入札に参加させる者（以下「指名業者」という。）は、明日香村入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たしている者のうちから選定するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 指名通知の日から入札執行日までのいずれの日においても、明日香村競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 指名業者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 前各号のほか、対象工事等に必要となる要件を満たしていること。

2 対象工事等を所管する課の課長は、前項の要件を満たしている者の中から指名業者を選考するとともに指名業者選定資料（様式第1号）を作成し、総務財政課長に提出するものとする。

(対象工事等及び指名業者の決定)

第4条 前2条の対象工事等及び指名業者は、明日香村建設工事等の入札及び契約に関する調査委員会の議を経て決定する。

(通知)

第5条 指名業者が決定したときは、入札通知書に次の各号に掲げる書類を添付し、指名業者に通知するものとする。

- (1) 明日香村郵便入札心得。
- (2) その他村長が必要と認める書類。

(見積期間)

第6条 対象工事等の見積期間は、建設業法施行令第6条の規定によるものとする。

(設計図書等の有償頒布及び質疑)

第7条 対象工事等に係る設計図書、積算内訳書等（以下「設計図書等」という。）は、明日香村建設工事等に係る設計図書等有償頒布要領に基づき有償頒布するものとし、指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、これを購入しなければならない。ただし、入札通知書とともに設計図書等が送付されているときは、この限りでない。

2 入札参加希望者は、設計図書等に関して質疑があるときは、質疑応答書（様式第2号）により指定された期日及び方法で提出するものとする。

3 前項の質疑に対する回答は、役場の入札掲示板への掲示又はファックスによる送信とする。

(現場説明会)

第8条 現場説明会は、原則として行わないものとする。

(入札方法)

第9条 指名競争入札は、郵送による入札とし、持参又は電送によるものは無効とする。

2 指名競争入札の入札回数は、2回までとする。

(入札書等の郵送方法等)

第10条 入札参加希望者は、次の各号に掲げる書類を一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、明日香郵便局へ局留扱いで、開札日の前日までに到達するように郵送しなければならない。この場合において、郵送に要する費用は入札参加希望者の負担とする。

(1) 入札書(様式第3号)

(2) その他通知書で指定された書類

2 郵送された入札書等は、書換え、引換え及び撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第11条 入札の通知を受けた者で、入札を辞退しようとする者は、辞退届(任意様式)を開札日の前日までに総務財政課に提出するものとする。

(入札書等の受領等)

第12条 入札執行職員は、開札日に明日香郵便局から到達した封筒を受領し、開札時刻まで厳重に保管するものとする。

(開札)

第13条 開札は、通知書で指定した日時及び場所において行うものとし、開札時に入札に参加した者の立ち会いがないうときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。

2 開札の傍聴をしようとする者は、明日香村競争入札傍聴要領に基づき開札を傍聴することができる。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。この場合において、無効となった入札書等は返却しない。

(1) 入札参加資格のない者が行った入札

(2) 同一事項の入札について2通以上の入札書等を提出した者の行った入札

(3) 指定された入札方法によらない入札

(4) 期限までに到達していない入札

(5) 入札に関し不正な行為をした者が行った入札

(6) 明日香村郵便入札心得第8条に該当する入札

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第15条 入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき最低の価格で入札した者が2人以上あるときは、原則として開札日の翌日に同価の入札をした者に出席を求め、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 落札者を決定したときは、速やかに落札者に指名競争入札落札者決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

4 落札者がいない場合は、再度入札又は再度の通知等により、後日改めて入札を行うものとする。

(入札の延期等)

第16条 郵便事情等による事故又は入札執行者が入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札を延期、中止又は取りやめすることができる。

2 入札参加者が一人である場合は、入札を取りやめるものとする。

(入札結果の公表)

第17条 入札の結果については、役場の入札掲示板への掲示及び明日香村ホームページへの掲載で公表する。

(委任)

第18条 この要領の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

指名業者選定資料

発注（通知）予定		月		
工事（業務）番号		平成 年度 第 号		
工事（業務）名				
工事（業務）場所		明日香村大字 地内		
設計（積算）金額		金 円		
工事（業務）概要				
No.	商号又は名称	代表者名	所在地	参考事項

※ 参考事項欄には、選考理由を記載してください。

質 疑 応 答 書

平成 年 月 日

明日香村長殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

⑩

工事(業務)番号		
工事(業務)名		
	質 疑 事 項	回 答 事 項
		※ この欄は記入しないで下さい。

様

明日香村長

⑩

指名競争入札落札者決定通知書

平成 年 月 日執行した下記の工事（業務）について、貴殿を落札者として決定しましたので通知します。

記

入札（開札）日	平成 年 月 日
工事（業務）番号	平成 年度 第 号
工事（業務）名	
落札者	商号又は名称
	代表者職氏名
落札金額 （契約金額）	金 円
備考	落札者は、当該建設工事等の契約書を作成し、記名押印のうえ、5日以内に関係書類とともに所管課に提出してください。